

全国専門学校サッカー連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、全国専門学校サッカー連盟（英名：Japan Vocational College Football Association 略称：JVFA）と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は、日本工学院北海道専門学校内（登別市札内町184-3）におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は全国専門学校生（専修学校専門課程在学学生）の健全なスポーツの普及とともに、学校相互の交流を図り、サッカー競技を通じて体力の向上と人格の形成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 全国専門学校サッカー選手権大会の開催
- (2) その他目的達成のために必要な事業

(事業年度)

第5条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日までとする。

第3章 組織及び会員

(組織構成)

第6条 本連盟の組織は、会員によって構成する。

- 2 本連盟は、前条に記すところの事業を円滑に遂行する為、全国を別に定める7ブロックに区分けする。
- 3 各ブロックは、本連盟直轄の地域組織として、所属する都道府県の会員を統括する。

(会員)

第7条 本連盟の会員は、都道府県知事に認可された専修学校専門課程を設置する学校で、別に定める内規に基づき所属選手を付して年度登録を完了した単年度とする。

- 2 一旦会員になった学校は、退会届の提出がない限り5年間、年度登録がない場合も会員資格を有する。

(入会)

第8条 本連盟の会員になろうとするものは、所属するブロック担当理事に入会申込書と学校案内書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(退会)

第9条 本連盟を退会しようとする会員は、退会理由を記した退会届を所属するブロック担当理事を通じ会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) 会員としての義務に著しく違反したとき
- (2) 本連盟の名誉を傷つけ、又はこの目的に反する重大な行為があったとき

第4章 役員

(役員)

第11条 本連盟には、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 理事長 1名
- (3) 副理事長 1名以上2名以内
- (4) 常任理事 4名以上7名以内
- (5) 理事 3名以上10名以内
- (6) 監事 2名

(特別役員)

第12条 本連盟には、名誉会長、顧問、相談役、参与、スーパーバイザー等の特別役員をおくことができる。

2 特別役員は、理事会に推薦し、決議をもって会長が委嘱する。

(役員職務)

第13条 役員(特別役員を含む)の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し会務を統括する。
- (2) 理事長は、常任理事会及び理事会を統括し、議長を務める。
- (3) 副理事長は、理事長を補佐し理事長不在の時はその職務を代行する。
- (4) 常任理事は、本連盟の運営事項について検討する会議体として常任理事会を構成する。
- (5) 常任理事の内1名は事務局長として、本連盟の事務局職務を遂行する。
- (6) 理事は、常任理事と共に理事会を構成し、本連盟の運営に必要な事項を審議決定する。
- (7) 理事の内1名は会計担当理事として、本連盟の会計職務を遂行する。
- (8) 監事は、事業の執行状況及び決算を監査し、その結果を理事会に報告する。
- (9) 特別役員は、理事長の要請があった時、必要な職務を行う。

(役員を選任)

第14条 役員を選任は次の通りとする。

- (1) 会長は、本連盟の代表者として相応しい専修学校設置者等から推挙し、理事会に諮り選任する。
 - (2) 理事長は、理事会において常任理事及び理事の互選により選出する。
 - (3) 副理事長は、理事長の指名により、理事会に諮り選出する。
 - (4) 常任理事は、会議参加への地域性、豊富な経験、知識等を活かした助言、検討ができる事を前提として理事の互選により選出する。
 - (5) 理事は、第6条に組織する各ブロックが推薦する1名以上の理事候補を理事会に諮り選出する。
 - (6) 事務局長は、常任理事の互選により選出する。
 - (7) 会計担当理事は、理事の互選により選出する。
 - (8) 監事は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - (9) 特別役員は、別に定める推薦基準に倣い、理事会の推薦により会長が委嘱する。
特別役員の委嘱は、本連盟の改選期ごとに行う。
- 2 役員を選任は、専修学校に在籍する設置者を含む常勤教職員とするが、特別役員また監事においてはこの限りでない。
- 3 役員在任中、専修学校を退職等により前項条件を満たさなくなった場合、後任を指名し理事会に諮るものとする。

(役員任期)

第15条 本連盟の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 中途補欠又は増員による役員任期は、前任者または現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を担う。

(役員解任)

第16条 役員(特別役員を含む)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により、これを解任する事が出来る。

- (1) 本連盟の名誉を毀損し、また本連盟の目的に著しく違反する行為があったとき
- (2) 疾病または故障の為、職務の執行に堪えないとき

第5章 会議

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、本連盟の第11条(2)、(3)、(4)による役員で構成する。

- 2 常任理事会は、理事長が必要と認めた時、年4回を限度に招集し、本連盟の運営及び理事会に諮る事項を検討する。
- 3 常任理事会は、議決権を持たない。

(理事会)

第18条 理事会は、本連盟の執行最高議決機関で、第11条(2)～(5)の役員で構成する。

2 理事会は、年2回、理事長が招集し、次の議事を審議決定する。

- (1) 事業報告及び収支決算・監査報告
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 役員改選及び規約規定の改廃
- (4) 常任理事会で検討された事項
- (5) その他理事会に必要と認められた事項

(理事会の定足数及び議事、議決)

第19条 理事会の議長は理事長とする。

2 理事会の定足数は3分の2とする。

但し、止むを得ない事情により欠席する当該理事が、書面をもって意思を表示したものは出席者とみなす。

3 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録の作成)

第20条 理事会には議事録を作成し、議長及び出席役員2名の署名、捺印の上これを保存する。

2 議事録は、事務局が保管し、会員はいつでも閲覧することが出来る。

(規律委員会)

第21条 規律委員会は、本連盟事業部内に置き、第11条(2)～(5)の役員で構成する。

2 規律委員会は、本連盟の活動および運営に係る規律事項を調査・審議し、適切な処置を講じることを目的とする。

3 競技会における規律違反および罰則については、当該協議会の規律委員会が別に定める「懲罰基準」に基づき審議する。

4 規律委員会は、審議にあたり、原則として対象となる関係者からの事情聴取または弁明の機会を設ける。

5 規律委員会の審議結果は、本連盟理事会に報告され、理事会の承認をもって最終決定とする。

6 理事会の決定に対し不服があるものは、決定通知を受けた日から14日以内に、書面をもって再審議を請求することができる。

第6章 会 計

(運営費)

第22条 本連盟の運営費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 第22条に定める会費
- (2) 補助金（日本サッカー協会、全国専門学校体育連盟他）
- (3) 別に定めるオフィシャルスポンサーによる協賛金及び広告協賛金
- (4) その他、物品等の販売収入

2 全国大会など事業に伴う経費は、前項(2)(3)(4)による収入及び第22条(3)(4)に定める参加費で賄い、不足が生じた場合は本連盟本会計から支弁する。

3 本連盟の事務局経費として、年額100,000円を支払う。

(会費)

第23条 本連盟の会費は次の通りとする。

- (1) 年度登録費 1校につき¥30,000
- (2) 選手登録費 1人につき¥500
- (3) 全国大会出場参加費 1校につき¥60,000
- (4) 全国大会出場選手参加費 1人につき¥0

2 一旦納入された会費は、原則としてこれを返還しない。

3 所属選手登録の無い年度については、会員資格を有するものの会費納入は不要とする。

第7章 懲 罰

(対象者・行為)

第24条 会員、選手及び会員役職員その他の関係者が次のいずれかに該当する行為を行った場合には、理事会の決議により懲罰を科す。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) 本連盟の指示命令に従わなかったとき
- (3) 本連盟、会員又は選手等の名誉又は信用を毀損する行為を行ったとき
- (4) 本連盟又は会員の秩序風紀を乱したとき
- (5) 会員又は選手等が、方法のいかんを問わず、または、直接・間接を問わず試合結果、運営に影響を及ぼすおそれのある行為に関与した場合

(種類)

第25条 懲罰は、随時設置する規律委員会で調査し、常任理事会にて立案され、理事会の決議で処分を決定する。決せられる処分の種類は次の通りとし、併科することができる。ただし、(公財)日本サッカー協会の懲罰規定に該当する処分を決定しようとするときは、懲罰案を同協会に通知し、その決定に従うものとする。

- (1) 戒告：口頭をもって戒める
- (2) 譴責：(校長及び理事から)当連盟会長宛の始末書を取り、将来を戒める
- (3) 解任：部長または監督・コーチなどのチーム関係者交代の指示
- (4) 没収・返還：取得・獲得した利益を剥奪・返還させる
- (5) 停止・禁止：当連盟に関する一切の活動を一定期間停止または禁止する
- (6) 除名：本連盟からの登録を抹消する

第8章 附 則

(施行)

第26条 本規約は平成11年 4月 1日よりこれを施行する。

2	本規約は平成16年	4月	1日よりこれを施行する。
3	本規約は平成17年	4月	1日よりこれを施行する。
4	本規約は平成20年	4月	1日よりこれを施行する。
5	本規約は平成22年	4月	1日よりこれを施行する。
6	本規約は平成26年	4月	1日よりこれを施行する。
7	本規約は平成30年	4月	1日よりこれを施行する。
8	本規約は令和 3年	4月	1日よりこれを施行する。
9	本規約は令和 4年	4月	1日よりこれを施行する。
10	本規約は令和 5年	4月	1日よりこれを施行する。
11	本規約は令和 6年	4月	1日よりこれを施行する。
12	本規約は令和 7年	4月	1日よりこれを施行する。
13	本規約は令和 8年	4月	1日よりこれを施行する。

会員・登録内規

平成13年4月1日制定

平成30年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂

令和7年4月1日改訂

1. 会員になろうとする学校は、毎年7月31日（当該日が土日・祭日の場合にはその前日）までに、所定の登録用紙に必要事項及び専修学校専門課程に在学する学生名（以下選手という）を記して登録を完了するものとする。
登録は全国専門学校サッカー連盟規約第22条（1）（2）に定める会費の納入をもって完了とする。
2. 登録を完了しようとする学校は、予め公益社団法人日本サッカー協会（以下JFAという）にサッカーチーム登録を済ませたものであり、登録にあたっては学校名と併記してJFA登録チーム名を記すものとする。
登録チーム名には、学校名もしくは設置母体の法人名が含まれていなければならない。
3. 選手は、会員として登録された単一校に在学（所属）すると共に、JFAにサッカー選手登録を済ませたものとする。
4. 選手の全国専門学校サッカー連盟（以下当連盟という）への登録は最大4年間とする。

合同チーム大会参加基準について

平成27年4月1日制定

令和6年4月1日改定

1. 合同チームの合計人数を20名以下とし、合同となる学校数に上限は設けない。
2. 合同チームで出場した学校は単独での出場は出来ないものとする。
3. 合同チームの出場は意図的な選抜チームの編成を防止する為に各ブロックの理事会で承認する。
4. 大会参加についてはそれぞれのチーム顧問が引率し、チーム顧問の中から監督を選出する。
5. 合同チームの名称はいずれかの学校名とし、母体となるチームのユニフォームを着用しなければならない。
6. ユニフォームは正・副を用意する。

オフィシャルスポンサー規定

平成30年4月1日制定

全国専門学校サッカー連盟（以下当連盟という）の円滑な運営、財務力強化の為、オフィシャルスポンサー制度を設ける。

1. オフィシャルスポンサーの区分は、以下の通りとする。

①ゴールドスポンサー ￥500,000

当連盟が主催する全国専門学校サッカー選手権大会の円滑かつ充実した運営を図る為、イベント運営に専門的なノウハウを持つ企業をゴールドスポンサーとして選定しサポートを受けるものであり、以下をその対価とする。

- 1) 当連盟に登録する会員校の情報を提供し、商業行為を認める。
- 2) 全国専門学校サッカー選手権大会会場において、バナーもしくはのぼり旗掲出を認める。但し、コートにつき1枚（1本）とする。

②広告協賛スポンサー

当連盟が主催する全国専門学校サッカー選手権大会の広告協賛スポンサーとして募り、プログラムに所定の枠を提供し、広告掲載をもってその対価とする。

枠（サイズ）は以下の通りとする。

- 1) A枠 プログラム1ページ全版（サイズ：○○cm×○○cm） ￥50,000
- 2) B枠 プログラム1ページ1/2版（サイズ：○○cm×○○cm） ￥30,000
- 3) C枠 プログラム1ページ1/4版（サイズ：○○cm×○○cm） ￥20,000

③団体・個人スポンサー 一口 ￥5,000以上

当連盟に広く関わる団体・個人から募り、プログラムに個人名を載せ対価とする。